

税務相談室

平成26年度税制改正(その2)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

平成26年度の改正税法について教えてください。
(前号のつづき)

回答

5. 医療法人の持分に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例の創設

医業継続税制創設の背景と制度の概要

平成18年の医療法の改正に伴い、平成19年4月以降は、「出資持分の定めのない医療法人」しか設立できないことになりました。一方、既に設立されている「出資持分の定めのある医療法人」については、当分の間、経過措置としてその存続が認められました。

ところが、存続が認められた経過措置医療法人の「出資持分の定めのない医療法人」への移行は進んでいません。

その理由の一つとして、「出資持分の定めのある医療法人」が「出資持分の定めのない医療法人」に移行するためには、すべての出資者の出資持分を放棄することが必要となることがあげられます。

二つ目は、その法人の出資者は、退社時に出資額に応じた払戻請求権を行使できますが、医療法人は配当ができないため、過去の剰余金の積み上げ額が多額になり、その持分の相続税評価額も高くなることが多く、出資持分に対する相続税や贈与税が高額になることが多いからです。

そこで、平成26年度の税制改正では、(1)相続人が、「出資持分のある医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、(2)その医療法人の出資者が持分を放棄することで、他の出資者の持分が増加するという経済的利益(贈与)を受けたものとみなしてその他の出資者に贈与税が課税される場合に、一定期間の相続税または贈与税の納税が猶予され、その持分を放棄した場合には、その猶予税額が免除される制度が創設され、「出資持分の定めのある医療法人」が「出資持分の定めのない医療法人」に移行しやすくする税制上の支援措置が設けられました。

(1) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予・免除相続人が「出資持分の定めのある医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合について

医療法人が相続税の申告期限において「認定医療法人」^(注1)であるときは、担保の提供を条件に、その相続人が納付すべき相続税額のうち、その認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額について移行計画^(注2)の期間満了まで納税を猶予し、移行期間^(注3)内にその相続人が持分のすべてを放棄した場合には、その猶予税額が免除されます。

上記(1)の改正は、平成26年10月1日から3年以内に厚生労働省に移行計画等を提出し、「認定医療法人」の認定を受けた場合に、その移行期間満了までの間の相続税の納税が猶予されます。

(2) 医療法人の持分に係る経済的利益の贈与税の納税猶予・免除について

持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額(経済的利益)に相当する額の贈与を受けたものとみなして、その他の出資者に贈与税が課される場合に、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、その他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、その経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額は、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内にその他の出資者が持分のすべてを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

上記(2)の改正により、出資者が持分を放棄したことに伴うその他の出資者の持分の増加額(経済的利益)相当額については、担保提供を条件に、平成26年10月1日から移行計画の満了までの間、そのみなし贈与に係る贈与税の納税が猶予されます。

※用語の解説

(注1)「認定医療法人」

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の4第1項に規定する移行計画について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

(注2)「移行計画」

移行の検討体制、担当理事、移行期間(3年以内の期間)、各出資者の出資額等・調整スケジュール、移行法人類型見込み等を記載した計画をいいます。

(注3)「移行期間」

医療法人の社員総会で、移行検討の定款変更の議決をした日から3年以内で定款に定める期間をいいます。